

民間資金等活用事業推進委員会

第26回合同部会

議事録

内閣府
民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第26回合同部会議事次第

日 時： 平成14年9月4日(水) 16:00～17:30

場 所： 中央合同庁舎4号館共用220会議室

1. 今後の検討事項等について

2. その他

出席者

【委員・専門委員】

山内部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員

阿保専門委員、中村専門委員、広井専門委員、三井専門委員、美原専門委員、
宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員

【事務局】

竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補
佐、富井参事官補佐、濱田参事官補佐

山内部会長 ただいまより民間資金等活用事業推進委員会第26回合同部会を開催いたします。

本日は西野先生が所用によりご欠席ということでございまして、私が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今日の会合では、前回7月11日の合同部会の議論を踏まえまして再整理をした資料に基づき、今後、優先的に取り組むべき事項の選定と、その取り組みの体制について引き続きご議論いただきたい、こういう予定でございます。

それでは、早速ですが、提出の資料について前回、委員の方から意見をいただきましたので、これを踏まえまして事務局に修正していただきました。この修正点を中心に事務局からご説明をいただきまして、その後、優先的に取り組むべき事項、それからその取り組みの体制という順序で議論したいと思います。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料に従いまして説明させていただきます。

まず、資料1をお開きいただきたいと思います。1ページ目からご説明いたしますけれども、山内部会長からお話がございましたように、前回の部会で、かつて3つのガイドラインを取りまとめたときに、積み残しになった課題があったのではないかと。それを整理すべきだ、こういうご意見がありました。

それから、もう一つに、対応方針の部分の表現ぶりについて、もう少し適正な表現ぶりがあるのではないかとという意見がありました。内容については大きくこうした2つの意見がございました。それらを中心に、主な変更点についてご説明したいと思います。

1ページ目、1の「入札に関する意見等」のところでございます。積み残しにつきまして私ども過去の議事録等を繰りながら抽出したわけでございますけれども、まず1ページ目を見ていただきますと、(2)「事業者の評価・選定」のところの4でございます。入札のあり方、ここにつきましてご意見がございました。入札のあり方についての、特に公募型プロポーザル方式の活用について、今後のテーマとすべきであるという意見がございました。これは取り扱いにつきましては右側にございます形の整理ということで、これは前と変わっていないわけでございます。

それから、5番目でございます。多段階選抜の導入につきましても、積み残しであるという意見がございました。多段階選定の導入についても検討すべきであるということでございました。

それから、6番目でございます。交渉について、契約条件の交渉、変更というところがございますけれども、契約交渉導入を可能とし得るような手法について検討すべきだという意見がございました。

それから、7番目でございますけれども、総合評価。価格その他の要素の配点比率など、定量化の方法に関して検討を深めるべきであるというご意見も出ておりました。

1ページ目については、以上が積み残しとして提示されているところでございます。な

お、取り扱いのところの表現ぶりでございますけれども、簡潔に整理した部分もございます。例えば、最初のところでございます。1の(1)の右側でございますけれども、実施方針の策定・改訂の部分、従前では事例の取りまとめというものも欄の中にはございましたが、この事例の取りまとめということと、(2)の「入札プロセスに関する研究にかかる指導」とが並列に書いてございましたけれども、非常に複雑でわかりづらいということから、実際には事例の取りまとめについてはこの研究に係る資料の中で行うということもございますので、その辺は精査してございます。

2ページにつきましては12番目でございます。「リスク分担」のところでございますけれども、リスク分担について議論が尽くされていないというご意見が出ておりました。

それから、13番目のところでございますけれども、契約のあり方、契約については標準的項目についてきちんと押さえるべしだというご意見がありました。

2ページ目につきましては以上が積み残しということでございます。

それから、3ページ目でございますけれども、20番目のところ、「モニタリング」と書いてあるところに入れておりますが、最後のところにゴシックで出ております。これは実は今までの意見等の中にはなかったものでございまして、VFMの事後評価について検討すべきというものが積み残しなのだというご指摘がございました。

いわゆるVFMの事後評価ということでございますけれども、モニタリングは事業実施された後に実際にサービスが供給されるわけですけれども、そのサービス水準を把握する、測定する、実際に支払われるべきサービス購入費がどうなるか。こういう関係を整理するというだけでもございますので、これにつきましてはモニタリングというところに位置づけてもいいだろうということで、この20番の項目に入れさせていただいております。

それに関連してでありますけれども、対応のところ、これは従前から「モニタリング」というところでありましたので、(1)モニタリングワーキンググループにおいて検討ということでしたが、前回、ご指摘がございまして、今の20番のモニタリングの箱の一番最初の意見等のところでございますけれども、「民間事業者の創意工夫の発揮を損ねることのない業務要求水準とサービス仕様に関する考え方を整理するべき」、これはモニタリングの前提、つまりサービス水準の測定の前提となる事柄について整理したのですけれども、これはむしろモニタリングというよりは契約に係ることではないかというご指摘もございましたので、これにつきましては契約ワーキンググループにおいて検討ということで、修正させていただいております。

4ページ目でございます。公物管理のところでございます。22番、積み残しというところでございます。地方自治法の「公の施設」の規定による事業主体の制限について、引き続き議論をすべしという意見がございました。

その下の公物管理につきましても、公物管理の議論がし尽くされていないというご指摘もいただいております。

23番「リスク定量化」。リスクの定量化についても引き続き議論すべしということで

ございました。

24 番の V F M の評価のところ、ここにつきましては最初のところに数行ゴシックで書いてございます。これは積み残しということで新しく加わった部分でございます。いわゆる V F M の算定に当たっての「適切な調整」についてのところでございます。現行制度に基づいて収入・支出が現実にあると見込まれる場合に、その額を加減するというガイドラインの整理でございますけれども、これにつきまして国、地方を問わず、すべてイコールフティングさせた上での V F M の評価を推進するべきというご意見が出ておりました。

これにつきましては、いわゆる適切な調整の部分について、今後の検討課題にすべしというご意見がございまして、右側でございます対応の部分、先ほど 20 番のところ V F M の事後評価の問題についてモニタリングワーキングで扱うということでございましたので、この V F M の適切な調整の問題につきましても V F M の事後評価の問題と併せてモニタリングワーキンググループにおいて検討するということが適切ではないかということで、右側に整理しております。

それから、V F M の評価については、その下でございますけれども、間接費という言葉がございまして、間接費などの算定は引き続き議論すべきというご意見もございました。

それから、25 番目、V F M の公表でございます。V F M の評価に当たって P S C あるいは L C C の数値そのものの公表も検討課題だということでございました。

5 ページ目でございます。26 番の補助金の取り扱いでございます。補助金交付の取り扱いについて速やかに情報を開示すべきだ、ということが積み残し課題であるという意見もありました。

それから、税制につきましてもございまして、包括的なご意見でございましたけれども、税制改正は困難と思うけれども、引き続き検討すべしというの意見がございました。

税制の部分の対応の表現ぶりでございますが、前回のご指摘もございまして、委員会との関係ということで、(4) の書き方を修正いたしまして、「税制改正の手続きに従って、関係省庁等において検討」というところはほぼ従来と同じでございますが、「当面、注意深くその状況を見守ることとする」ということで、きちっとウォッチするという姿勢をここに書いてございます。

関連しまして、26 番の補助金のところにつきましても、引き続き注意深く当委員会としては見守るということについて記述を改めております。

それから、31 番、P F I 事業へのファイナンスの、対応のところの表現を変えてございます。これは、従前の記述としては今後の金融マーケットの成熟に期待という書き方になってございましたけれども、前回の部会でのご意見ではマーケットに委ねるだけでいいのだろうか、委員会としてきちっと検討すべきではないかというご意見もございましたので、プロジェクトファイナンスに係る運用上あるいは制度上の課題について、どこにそういう課題があるのかということについてのヒアリングを金融機関、金融関係者から行おうということにいたそうということでございます。これにつきましては P F I の資金調達に係る

基本的な事柄でもございますので、両部会合同でヒアリングを予定したらどうかと思っております。

次のページでございますけれども、関連いたしまして対応のところでございますけれども、金利変動リスクにつきましても同じような形で金融関係者からヒアリングを実施するという対応したいと考えております。

それから、33番の「公的金融」につきましても、そこがございますような公的金融機関からヒアリングを実施するというを行いたいと思っております。

前回のご意見などを踏まえて修正した部分の主な部分は以上でございます。

それから、資料2でございます。資料1で今までヒアリングなどで出された主な意見などの取り扱いを整理したということでございまして、その結果をもう一度整理して書いてございます。

資料2の1ページ目でございますけれども、「当面の取組について(案)」と書いてございますが、当面優先的に取り組む事項は以下のとおりということで、(1)につきまして、まず両部会、事業推進部会・評価基準部会による実務上の指針(ガイドライン)案のとりまとめ・委員会報告につきましては、2つございまして、「契約に当たっての留意事項(案)」のとりまとめ、「モニタリングに関するガイドライン(案)」のとりまとめ。それから、2番目の分類でございますが、現行の制度上の課題に関する把握・実務的調整にかかる委員による指導、これにつきましては2つございまして、入札プロセスに関する研究、それから公の施設・公物管理に関する研究ということでございます。以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま取り組むべき事項と、それからその対応について説明をいただきましたので、まずこれについてご質問等ございましたら、ご発言を願いたいと思います。

それで、資料2の方で体制についてございますが、これは今申し上げた取り組むべき事項と対応の概略ですね。これについての議論が終った後で、また検討したいと思います。その辺、ご理解いただければと思います。

いかがでございでしょうか。

どうぞ、A委員。

A委員 まず、この表でございますけれども、前回いただいた表がございますね。37項目で今回35項目になっていると思いますが、この変化部分ですね。どこがどういふことで変わったかということと、その理由を教えてくださいたいというのが第1点です。

第2点は、取りまとめの欄でございますが、ボードで書いてある、例えば入札プロセスに関するうんぬんとかありますが、(1)と(2)があって、異なることについて(1)があるわけです。(2)も2つあるかと思いますが、この関係はどういふことになっていらっしゃるのか、教えてくださいたいのですが。

山内部会長 事務局の方からご説明いただけますか。

事務局 2ページでございます。12番目のリスク分担のところでございますけれども、従来、リスク分担については12番、13番、14番という形で、3つ項目がリスク分担についてはございました。前回の資料も参考資料として用意してございます。リスク分担、過度なリスク分担、不可抗力によるリスクの負担と3つに分けて項目を出していたのですが、それをリスク分担という大項目にくくって、全部その中に入れ込んだということでございます。したがって、数が減ったということが1点目。

それから、分類のところでございますけれども、資料1の最初のページのご説明をしないままに、すぐ表に移ってしまったのですけれども、この整理は最初の資料1のところがございますように、主な意見等の取り扱いを以下の5つの項目で分類をするということから始まっております。そうしますと、例えば入札プロセスというところは(2)の現行制度上の課題の部分でございますので、(2)でございますし、それから2ページ目の契約ワーキングについての検討、これは(1)の実務上の指針案の取りまとめに向けて各部会にワーキンググループを設置して検討、この分類になるので(1)ということになっております。

また、実施事例の取りまとめは最初のところがございますように(3)ということでございますして、実施事例の取りまとめは(3)。ですから、この番号は主な意見等の取り扱いについて案のところの5つの分類の中の番号ということでございます。以上でございます。

山内部会長 よろしゅうございますか。そのほか、いかがでございましょうか。B専門委員。

B専門委員 資料1の2ページの14番の契約履行保証というところで、これは前も私、ご意見を申し上げたところなのですが、右側に保険会社における今後の対応の推移を見守るということが書かれているのでいいのかもしれませんが、特に横の30年の事業期間をカバーする履行保証保険を設定すべき、これは意見としてこういう意見が出たということであればこれでもいいのですが、ここに履行保証保険と書かれてしまいますと、まさに30年の事業リスクというのは多分だれもリスクはとれないところなので、現実、この履行保証保険というのは今ありますので、こう書かれるとまさにこれはあり得ない話だというふうな回答になってしまうのです。例えばこういうご意見が出たということであれば、例えば30年の事業期間をカバーする何らかの保証制度が必要という意見はあったというぐらいが表現としては穏当かなと思います。現実の履行保証保険と書かれてしまいますと、これはちょっと我々の常識から言うとあり得ないということを言わざるを得ないので、そこはもしこういうご意見が出たということであれば、何らかそういう表現をちょっと変えていただきたいなという意見ですが。

山内部会長 これは公表するに当たって、そういう意見に対してもなるべく対応しているかと思えます。

事務局 そうですね。実はこれもご説明すればよかったかもしれませんが、資料1の左

側の欄も、従来は主な論点等というふうにしていたのですけれど、これは意見の話も結構ございますので、生のヒアリングで出たものをそのまま載せている部分もありますので、意見等というくらいで整理はしていたつもりですけれど、そういうご意見もあれば、生の意見をそのまま載せなくてもいいではないかというお話にもなるとすれば、少し抽象的に表現することも可能かなとは思いますが。

B 専門委員 要するに、何らかの保証が欲しいという、多分そういうご意見だろうなという感じがします。

A 委員 ご意見をおっしゃった方が履行保証保険を B 専門委員がおっしゃるように、普通、建設期間のそういうことを想定してあるんですね。それに対して履行保証保険という言葉を使ったかなと思ったんですが、おっしゃっていることはそういうこともより、オペレーションについての話なんですね。

だから、今のご指摘のように内容的には全く違うものを保証しろということになりますので、むしろこれはおっしゃった方の意向をくむとしましても、言葉としてはやはり変えた方が適切かなと思います。

山内部会長 この件につきましては、文言をちょっと訂正させていただいて、矛盾のないようにということでお願いいたします。

C 専門委員。

C 専門委員 資料 1 はいただいたご意見をまとめただけですから、こういうふうになってしまうのでしょうけれど、もしワーキングを開いて契約等の考え方をご定義されるのでしたら、もう一度事務方において整理されることをお勧めしたいと思います。

なぜかといいますと、物事の重軽の判断、優先劣後関係がてんでばらばらに書いてあるわけです。例えば事例を申し上げますと、行政内部で考えなければいけない判断項目もございまして。そこから契約に出てくる実務的考え方がある。2 年半前、リスクの特定化をやったとき、私は対象の優先劣後関係を決めて議論すべきだと申し上げました。多分、ワーキングはそういうふうになるのでしょうか。例えば、これももっと整理できるのは、主契約たる PFI 契約以外に、公共と民間との関係から出てくる重要な契約関係は、いろいろございますね。これも実は抜けているものがある。例えば直接契約というのは公共と金融機関（ファイナンス）との関係。それとともに公共とスポンサーとの関係も出てきますね。これも契約の一部を構成する。

それと、実は保険会社（インシュアラー）との関係も出てきます。これは被保険者利益を公共がとる選択肢があると、どうしても契約関係が出てきてしまうのです。こういう派生的な周りのものがある。勿論コアもある。それとともにもう一つは市民との関係。ここから国賠法の問題とか、いろいろな問題が出てくるわけです。その全体像の中で足りないところをもう少し正確に位置付けることにより、何をやるのかというのが明確に見えてくるのではないのでしょうか。

もちろんワーキング等々詳細はできるものですが、今の段階で先月と全く同じよ

うな整理が出てきて、もう少し論点を明確にしないと、今後、ガイドライン等々をつくるに当たっても何をどういうふうにするのか、これでは絵が見えてこない。今の段階でも整理はできると思います。

書いたもので意見を出すことは可能ですので、もしこれができていたのであれば、なぜ事前に前広に委員の先生とか専門委員に開示しないのでしょうか。そうでしたら、今の段階で前向きなコメントができたのではないかと思います。

抜けているのもありますね。アドバイザーの検討のあり方、これは行政の内部事情ですけど、なぜ抜かしたのでしょうか。アドバイザーというのはどういうふうに対処すべきなのか。時間管理、業務の質の考え方、これは現実に公共の人たちは知りたいと思っています。こういったものも入れてあげるのはいかがでしょうか。そういった行政が内部的に考えなければいけないことをアドバイスしてあげるというのも、ガイドラインの一つの大きなポイントではないかと思います。

それと、前回申し上げましたけれども、昨年の法改正に基づいて行政財産の使用とか合築という問題がマーケットで混乱が起きている。どういう考え方でやるのか。この法改正の中でどうあるべきか。これはヒアリングの過程でもご議論が出てきましたので、これも契約なのか、モニタリングなのか、どこかに入れるべきではないかと思います。

それともう1点アドバイス申し上げたいのは、ワーキンググループ間でこれではワークロードがバラバラになってしまいます。よろしいのでしょうか。どういう体制でいくのか。モニタリングというのは非常に少なく、契約はワーキングのロードが非常に大きくなってきます。こういったものでよろしいのかどうかということですね。ぜひとも、これをご検討願いたいと思います。

山内部会長 何か事務局の方からコメントはございますか。

事務局 前回の整理とあまり変わっていないというご指摘については、確かにそのとおりでございます。我々の作業の考え方を申し上げれば、資料1はまさにヒアリングなどによって提起された主な意見がどういうものであったかを書き並べたものです。その後、実は委員、専門委員の方を含めて意見あるいは論点としてどういうものがあるかを聴取し、全部資料1の中に入れ込んでいるということで、制度論の話から含めて、あるいは契約上、管理者と事業者間でうまく適切に処理すべきものを含めているので、ある意味では雑多なものが並んでいるということでございますけれども、何しろヒアリングによって提起されたものについては、主な意見、それから委員の方、専門委員の方から寄せられたものについては全部整理してしまおう、ということで書いたものでございます。ですから、意見等ということで整理いたしました。

実は、我々がやりたかったのは、資料1をもとにいたしまして、資料1の右側の取り扱いとして、つまり取り組むべき、今後この委員会なり部会で何に取り組んだらいいかということをお話し上げるための材料をまず整理したということでございます。おっしゃるように、資料1をとりまとめた結果として契約ワーキングにおいてどういう構成で物事

を考えた方がいいのかということについて、例えば2ページを見ていただきますと、契約ワーキングにおいて検討とありますが、例えば11番にダイレクトアグリーメントの話も書いてあります。あるいは標準的な契約について考えるべきという意見は、13番にございましたり、いろいろなものを書いてございます。

ですから、むしろ資料1の「取り扱い」を契約ワーキンググループにおいて検討する主な項目と見ていただくよりは、何をどういう事項に取り組んだらいいかということで見ていただきたい。

それで、C専門委員がおっしゃった話は、ワーキンググループ、これから立ち上げていただくわけですが、ワーキンググループの中で契約についてどういう全体の枠組みを構築すべきかということ、まずおそらく第1回目のワーキンググループでかなりご議論がなされることになるかと思えます。そのときに、資料1ももちろん材料として使われると思えますけれども、もう一度全体の枠組みからご議論がなされるであろうということ、我々も期待しております。

C専門委員 2点、追加的にご検討されたいかがでしようかということ、いかがでしようか。アドバイザーの選定の考え方です。考え方、管理の仕方とか、あるいは法改正に基づく詳細なあり方、これはいかがでしようか。

事務局 アドバイザーについては、1ページ目の3番にご意見がございましたので、一応整理をさせていただいております。表層的かもしれませんが、これは実施事例の取りまとめということで、少なくともご意見であったのはアドバイザーの選定方法について、資質のある方を選ぶとしたら、どういう選定方法があるのかということもわからないということもございましたので、現在、公共団体で行われているような公募型プロポーザルでアドバイザーを選定するという事例も含めて、そういった事例をまず、それがベストプラクティスになるかどうかというのはともかくとして、そういった事例を取りまとめてご紹介するというのをさせていただこうということでこうしたわけでありまして。それは単なる事例であって、そこから本当にアドバイザーの選定、あるいはその方に何をさせていただくのか。今、管理という言葉がありましたが、そこまで触れられるかどうかについては、つまり、事例の取りまとめの中でそういったものにまで及ぶかどうかということは、その後のことかなと思っております。

あと、民間の収益施設の取り扱いにつきまして、確かに前回ご発言があり、3ページ目の15番の「あるべき事業範囲」というところで、取り扱いの明確化を図るべきという、C専門委員からお話を入れさせていただいております。これも整理としては実施事例の取りまとめとなっておりますけれども、例えば国家公務員宿舎であるとか、衆議院の赤坂の議員宿舎であるとか、現在進捗中の国のプロジェクトで民間の収益施設の取り扱いについて、どのように具体的に整理したらいいのかということについて、今まさに民間事業者からの意見なり、あるいは提案、それから質問、それに対する回答という形で具体的に整理されておりますけれども、それが蓄積されることによって、ある程度の部分が見えてくるよう

に思っております。

もちろん最初に全体像ということもあり得るかもしれませんが、なかなか具体的な事例がないままに全体像が出ると、かえって全体を網羅したものができない可能性もありますので、まず当面は実施事例の蓄積を待ちながら、全体の基本的な形がどういう形が望ましいかということを見てみたいと思っております。

山内部会長 いずれにしてもヒアリングで出された意見を取りまとめたことと、それから前回、7月21日の議論、それから何名かの専門委員の方には文書でもいろいろご意見をいただいたことがありますので、それを取りまとめたのがこの形であって、ワーキングの方でどういうふうに進めるかということについては、またこれを先ほどC専門委員がおっしゃったように軽重をつけながら、あるいは背景を考えながら進めていくということだと思います。

そのほかいかがでございますでしょうか。

D専門委員。

D専門委員 私は今年度から入ったので、まだわかっていないところもあると思いますし、前回の7月でしたか、欠席しておりますので、どういうお話し合いがあったのかわからないですが、まず疑問に思いましたのは、資料1で出てきている項目はかなり技術的な話の項目が多いですね。それをワーキンググループで何とか解決していこうということは確かに重要なことだと思うのですが、委員会が事業推進委員会となっている意味で、事業推進に直結する話だけでいいのかなというのがちょっと気になるのですが。

資料1が基本的にはヒアリングを中心にまとめられているということになれば、逆にいわば既存の事業として出てきた中において、それこそ両方の立場からの課題としてこういうのがあるから、こういうところが一種の技術的な課題としてあるだろう。だから、それを解決しましょうということでしょう。確かにそれを解決することによって事業は推進するのはよくわかりますから、当然やらなければだめだし、必要だと思うのですが、逆にまだここで具体的に事業として上がっていないような項目だとか、こういう表現がいいのかどうかわかりませんが、どちらかと言えばあまり積極的にPFIがまだ行われていない分野をやはり事業推進するのが一つの意味ではないのかなと私は解釈してはおります。

そういう意味でいけば、最後のその他の34番でしょうか。でも、取り扱いが「各管理者が」となりますので、委員会は関係ないといいますが、推進委員会と違うところでまた議論してくださいという形の表現になってしまうのですけれども、そういうような立場で推進委員会というのを考えていくということでもいいのでしょうか。

私はまだ十分に委員会のミッションを理解していないのかもわかりませんので、お聞きしたいと思います。

事務局 資料1での整理でございますけれども、これらを把握するために、実際に事業をやられた事業者の方、それから管理者の方、つまり公共サイドですね、両方の方をお呼びしてお話をお聞きしました。そうすると、もちろんお互いに事業者の方、それから民間

サイドで話し合う中でうまく解決できればいいんじゃないかなと思うことから、ここにございますように制度論の話、例えば入札のプロセスの過程での会計法、予決令に係わる問題だとか、それから地方自治法の公の施設であるとか、公物管理法の問題なども出たり、いろいろな意見が出ました。それをざっと先ほどもご説明しましたけれども、左で整理をして、その中から何を抽出したらいいかというのがこのいわゆる作業ペーパーでございまして、そういう意味ではD専門委員からも出していただいた意見も埋め込んだつもりでございまして。

おっしゃるようなインフラの例えば分野について、分野的にはまだ事業が進んでいないのではないかと、事業ごとに着目してやらないとできない問題なのか、あるいは、例えば制度論の話で言えば、施設ごとではないんですけれども、例えば公物管理法に何か問題があるのかどうか。ご指摘もいろいろございました。もしかしたら公物管理法の運用なり、あるいは制度論に入るかもしれないけれども、検討することによってその分野について事業が進むのかどうかということも含めて、施設ごとの課題の整理にはなっておりませんが、ある意味で横割りのどの施設も共通の課題として上がってきており、それらの課題に対応することによって、施設ごとに濃淡はあろうかと思えますけれども、その推進の課題をクリアする方途となるのではないかなということで、整理をしております。

ですから、それぞれのワーキングなり、あるいは委員によりますご指導の中で、ある問題について焦点を当てるべきということがあれば、多分その中でワーキングなり、あるいは研究の中で焦点が当てられて、その部分について特出しするというところもあるかもしれないし、その辺は今後のまとめ方の問題とも思っております。

山内部長 確かにPFIもずいぶん事例が多くなってきて、私も審査員という形で係わらせていただいているのですけれども、何が問題かということでヒアリング等を行いますと、現実の問題があるということだと思っております。

それで、推進委員会の基本的な進め方、去年、委員長のご指示もありまして、まずはヒアリングを行い、論点を洗い出した上で議論を行い、できることから解決していくという進め方だったので、D専門委員がご指摘のように、ある意味では制度的といいますか、今の議論は細かいものなろうかと思えます。ただ、おっしゃるようにもう少し大きい目で見て、どういうふうに推進するのだという視点もおそらく必要だとは思っております。

ただ、昨年度からの流れの中で検討していく中では、資料1でとりまとめているものが論点として上がってきており、D先生がおっしゃるような論点について、これからどう扱っていくのかということについては、また別の視点から少し議論が必要かなと思えます。ただ、挙がってきた論点を見ますと、非常に膨大でありまして、それぞれについて専門的な知識、あるいは行政的な知識が非常に必要だと思います。私も先ほど言いましたように、実際に参加させていただくと、確かにいろいろなところでここを改善してくれたらというようなことがありますので、そこをしばらくは粛々とやった方が議論は進むのではと考えております。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、大体議論は出尽くしたということでございますので、この辺で議論をまとめたいと思います。いろいろご議論いただきまして、ありがとうございました。伺ったところ、基本的にはこの案の取り扱いでよろしいのではないかと思います。

A委員 今まではどちらかという資料についての質問だったと思いますが。

山内部会長 ですから、ご意見はほかにありませんかと伺ったのですが。

A委員 そういう意味での意見というのは、これから申し上げるべきか。あるいは、むしろ質問かもしれませんが。

対応についての、だから今おっしゃったこういうことという取りまとめの方向でおっしゃったことかと思いますが、契約ワーキンググループにおいて検討という言葉とか、モニタリングワーキンググループにおいて検討、あるいはボードで出ていて、番号は振ってありませんけれども、そういうものもあります。この辺をどういうふうにしていくかというところの議論はまだではないかと思います。これに対応してどうするか。そのところをまず議論をくみ上げるべきではないかと思います。

山内部会長 先ほどC専門委員のご指摘にもございましたけれども、こういうご意見が出されて、こういう論点がありますということを整理した資料を用意したということです。

A委員 論点はそれでよろしいんです。

山内部会長 よろしいわけですね。

A委員 細かくは、だからさっきのお話ですと、具体的にワーキングだの、部会だの、次のステップでうまく議論をしましょう、これはこれでよろしいですね。私が今申し上げているのは、これだけ大体ありますね。細かくはさらに議論をするのでしょうか、それをどのように切り分けて議論を進めるか。ここに書いてあるのを見ますと、契約ワーキンググループとモニタリングワーキンググループの検討、これが具体的なものとして見えるんですが、ほかにいくつか書いてありますけれども、この辺は具体的にどういうことになるのか、ちょっとわからないということですね。どうすべきかという意見は当然出てきてしかるべきだと思うのでございますが。

山内部会長 今おっしゃったのは、例えばこの資料1の、1ページ目の1番については入札プロセスで取り扱う、こういう整理になっていて、3については(3)の実施事例のとりまとめ、こういうふうになっています。

下の方に行くと、括弧書きになっているようなものもあるわけですが、これについてどういうふうにするか、もうちょっと具体的に伺いたい、こういうことでしょうか。

A委員 つまり、部分的には入札プロセスに関する研究に係わる指導というワーキンググループで取り扱うということはわかりますけれども、その前に全体が35項目あったわけです。これをどのように扱うかという議論がないものですから、これをどのように切り分けて、どの部分が入札プロセスに関する指導というワーキング、それが指導になるのか、ワーキンググループになるかわかりませんが、そのところはよくわからないので、そこ

を整理してからどうすべきだということになるのではないかと思います。

山内部会長 これはある意味ではワーキングではこれこれこういう議論を扱います、一つにまとめますというのが一つありますよね。

A委員 それから、先ほどの話にもありましたように、意見が出てきて、あるいは要望が出てきて、それでずっと整理をされたんですけども、内容についてはそれぞれまちまちですから、一律には言えないのでございますが、契約関係でありますとか、契約に至る前に、この中を見ていると地方自治体の担当者などで非常に困っているのは、そもそもこれを取り上げるかどうかという検討段階から困るようなものもあるわけです。それに係るものもあるわけです。

ですから、むしろ項目をジャンル別に分けたといいますか、それぞれ共通に入ってくるものももちろんありますけれども、整理をした上でないと、ではどのワーキングで検討するのが適切なのかということになり、議論が進みにくいんだらうと思います。いきなりここで契約ワーキンググループにおいて検討ということに一足飛びに行ってしまうような議論の進め方になってしまうと、ちょっと見えにくいなということを申し上げたわけです。

山内部会長 その辺は今この表をつくられるときに意識されたのかなと思います。

事務局 例えば今の例で、A委員がおっしゃったような、公共団体がある施設について、そもそもPFIで取り上げることが適切かどうかとか、というような話などもヒアリングのところでも出てきたかなと思っておりまして、それについてもこの中では一応そのまま入れ込んだつもりでございます。6ページ目の34番のPFIのあり方のところでこういうことも織り込んでおります。例えばPFIを適切に導入していくという観点から、国・地方に共通する統一的な導入判断基準を考えてもらいたいというお話も出たりしまして、まさに入り口のところのご議論もあろうかというふうには思います。 それに対しての整理は、当委員会として、あるいは当部会としてこういう形で統一的に基準を設定するという事は、適用可能性の制約に、言いますれば一方的にある基準をもしこの委員会なり部会で決めることによって、例えばある施設をPFIで整備すると非常にVFMが出るにも係わらず、ここで取りまとめた基本的なところでは入らないということで、それが除かれてしまうということがあるとまずいということもあって、各管理者が適切に判断することが望ましいという整理にはなっております。一方で、そのような意見が出されたことについての整理として、PFIのあり方のところで整理はしておりますけれども、こういう問題について委員会なり部会でもっと積極的に整理して係わるべしということであるとすれば、今提示している4つのワーキングなり、研究の直接のテーマにはなりづらいかな、というのが正直申し上げて今の整理ではございます。

A委員 私は深い議論を今申し上げているのではなくて、単純に言えばKJ法みたいにカードを並べてみまして、どれとどれが一番関係があるか、グルーピングをして、その上で何か作業というのは優先順位をつけて進めるのがわかりやすいのではないですかということをお願いしたので、今そここのところを一足飛びにはなからワーキンググループを2つ

つくって検討するんだというところに飛んでしまいますと、果たして全部網羅できているのか。あるいはきちっと整理がうまくできているのかというところの議論が飛んでしまうのではないかとということで申し上げたわけです。

山内部会長 E 委員。

E 委員 事務局で整理して下さった課題をどのようにすれば全部網羅し、また同時に上手く整理して検討することができるのかということですが、ここで抽象的に議論するのではなく、一度議論した上で必要に応じ再度見直せば足りると思っております。同じ課題であっても、異なった角度から検討する必要があることは多々あります。一例を挙げれば、「性能発注」については、契約ワーキンググループと、モニタリングワーキンググループと、さらに入札の検討で取り上げることになります。総合評価というのは、提案金額に加え、性能発注に対する民間からの提案が果たして性能要求水準を達成することが可能な具体的な手段、方法であるかどうかを検討することですから、この点に関する課題があれば、これは入札の検討で取り上げることになります。

他方、契約ワーキンググループでは、民間事業者が提案する手段、方法、つまり仕様の位置付けをどうするのかということを議論することになると思います。というのは、PFI 事業契約との関係で、民間事業者は要求水準を満たしたサービスを提供する債務を負っていますが、どのような仕様で行うかについては民間事業者と下請企業との問題だとなることができるからです。そして、提供されたサービスが要求水準を満足するものかどうかをどのようにして判断するのかは、モニタリングの問題です。

私の考えは、先ほど C さんがおっしゃったことに近いと思います。先ずワーキングを開き、それぞれのワーキングで取り上げるべき課題としてどのようなものがあるのかを議論し、網羅的に課題を取り上げてみる。それをもとにして、各ワーキンググループが担当すべき課題としてどのようなものがあるのか、見直しが必要かどうかを検討する。その際、第一に漏らすことなく検討すべき課題を取り上げることと、第二に二つのワーキンググループが重複して検討することのないように留意することが大切だと思っております。前回ガイドラインの検討をした際は、まだ PFI 案件が殆どないという状況だったので、問題の所在を具体的に明らかにすることが難しく、3つのワーキンググループの間で調整するほどの必要性もなからうということで、必ずしもこのような見直しをやりませんでした。ただ、今回は、既に数多くの案件があり、その上で意見が提出されている訳ですから、C 専門委員がおっしゃったように、課題をわかりやすく整理したうえで検討する必要があると思っております。

山内部会長 具体的に申し上げますと、資料 1 を作成するに当たっては、事務局の案として事務局だけが考えて出しているわけではなくて、私と西野部会長と、それから部会長代理でいらっしゃる E 先生も、事務局とかなり議論しました。こういうふうに分けたときにどこが重複して、個別問題としてこれは今 E 委員がおっしゃったように契約の方に入る。あるいはモニターの方に入る。こんなことを議論しながら、ここの特にワーキングでやる

ものについては扱っております。それはKJ法は使わなかったんですが、似たようなブレインストーミング的なことをやりながら、この項目立てをやっています。

そのプロセスをお示しするというのはなかなか難しいんですが、ただそういうプロセスはプロセスとしてあったということをもまずご報告して、ただそれでも十分ではないと思いますから、先ほどC委員、今、E委員もおっしゃったけれども、ワーキングにおいて最初にどういう項目を議論する、あるいはどういう形で議論するというのをもう一度議論すべきだと思っています。

A委員 それであれば、私の方でちょっとよくわかりにくいなと思っていますのは、契約ワーキング、これは非常に狭義に考えれば契約条項とその結び方、検討すべき事項ということを考えるのだらうと思います。全体の流れでPFIのプロセスをずっと見てみますと、そのちょうど真ん中あたりに当たるわけです。ちょうど事業者を選定した後が契約の主なポイントになるわけです。もちろん契約条件というのはその前の入札の段階でも示されるべきなわけです。しかし、大体プロセスで見ますと真ん中あたりになるわけです。

モニタリングというのはその後になりますね、時系列的に見ますと。もちろんモニタリングというのは契約で何を決めたか、何を合意したか。それをチェックしたり、あるいはその前の評価のところですね。どういう評価があるか。前を受けて何をモニターするか。あるいはモニター独特の問題としてタイムスケジュールだとか、留意すべき事項だとか、そういうことは当然入ってくるとは思いますが、プロセスの中では後の部分だと。

私が見えにくいなと思う一つの理由は、最初の部分がないんだらうと思うんです。確かに前回、3つのワーキンググループをつくりまして、入り口の段階で皆さん、わかりにくいから、ともかく少しでも見えるように出しましょうよ、こういうことだと思う。それについての積み残しというのはまだあったということだと思えますし、大きく分けると前と真ん中と後、こういうふうなスケジュール的に考えれば、もうちょっとわかりやすいのかなと。

それぞれが相互に当然のことながら関係しているわけです。ただ、同じように関係しているかどうか、またちょっと別なわけです。例えばバリュー・フォー・マネーでも入り口の段階は比較的暫定的に簡単な方法で、とりあえず出そうだな。こういうことから入るのだらうと思うんですが、特定事業の選定となれば、一応きちっと計算して、バリュー・フォー・マネーがありますよということが要件になるかと思うんです。やはり制度上意味が違って来る。こういう違いというのが当然あるわけです。

そういう意味で言いますと、契約ワーキンググループと、契約のみに係わらず契約に関することと幅広くとってみれば、プロセスの真ん中、中央あたりを大体あまねくカバーしている。ワーキングの方は後の方。当然、トラブルの解決だとか、モニタリングしただけではすみませんから、モニタリングをして、結果、契約条項に違反しているということになれば、当然デフォルトだという認定の話になったりとか、そういう契約をさらにどういうふうな処理していくかという問題も出てくると思うんです。それぞれに関係が非常に密

だというのはよくわかります。

しかし、実際のプロセスを考えたときに、やはり前、中央、後というような格好で考えてみた方がわかりやすいなというのと、2つでもいいんですけども、前半・後半でやるのか、でも構いませんけれども、2つ出てくるのであれば、やはり前の段階でですね。そうすると、公の施設なんかは一度通ってしまえば、あとはあまり検討しないわけです。法律が改定したりすれば影響ありますけれども、公の施設だとか公物管理の問題でこれは妥当であるということの結論が出てしまえば、事業がスタートしてしまう。スタートしてしまえば、その議論はあまり出てこないはずなんです。これは前段階になるのだらうと。

そういうようなスケジュールをベースに、3段階ぐらいに切り分けて、それぞれのワーキングでもう一遍この項目を洗い直してみる方がわかりやすいのかなというふうに思います。

山内部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。

F 専門委員 進め方については、私は特に異論はないのですが、ヒアリングを通して、あるいは先行の事例を見ても、やはり日本での事例というのは箱ものが中心で、今予定されているのも箱ものが割合として多いということで、PFIをするのかしないのかということと、どんなPFIをするのかという2つの論点を考えたときに、バリュー・フォー・マネーが今の段階では一般的に考えて出にくいように考えます。

今後、PFIを広めていく、あるいは定着するということを考えてときに、今のような型のPFIをやりやすくする条件を設定するというのも一つあると思うのですが、先ほどDさんの発言ともつながるかもしれないんですけども、よりバリュー・フォー・マネーの多い、箱の部分の比率の低いPFIというのはどんな形で進めていったらいいのかということ、個々の事業者の方等が個別に例えば海外の事例を調査して情報を個々の努力でとられるというのも一つあると思うんですが、やはりどこか一つ見に行くと、そういう事例が見られ、なおかつ日本の制度と比べたときの特徴なんか整理されているということの情報があると、非常に取り組みやすいのかなと考えます。

ここでまとめていただいたもので言うと、34番に関連するとは思いますが、私も統一的な基準を決めてしまうと入り口のところでガチガチになって、かえって後退するというのは過去の例なんか見ても思いますので、むしろ基準を決めるということではなくて、入り口に入りやすいインフラを整えてあげるというのも非常に重要なことなのかなと思っております。ここでは一つ事例の取りまとめというのが課題として挙がっていて、それをどうこの委員会で取り上げていくのか、あるいは、事務局の方でやっていただくのかは別にしても、先ほど申し上げたような海外の事例も含めた、こんないい点があるということ、海外の事例であれば日本の制度と少し比較をしてあげるようなところまでもしできれば、非常に取り組みやすくなるのかなということを考えるのですけれど、その辺はいかがでしょうか。負担という部分ももちろんあると思いますけれども、順序という問題もあると思います。

事務局 作業といいましょうか、事務局としての中心的な今後の部会のやり方としてどういうやり方があるのかという話になれば、この4つということになるのかもかもしれませんが、所々に実例の取りまとめというのがございます。我々も例えば特定事業者の選定のときの見込みのV F Mではなくて、実際に札を入れてなされた実際のV F M、あるいは事業実施後のV F Mが一体どういうことになっていて、なおかつ定性的にどういうところでV F Mが出たのかということは、把握する必要があると意識しております。

例えば、運営面のところでどういう工夫がV F M面にどういうふう効いてきているのかとかはまさにP F I推進の観点から必要だと日ごろ日常的な業務の延長として思っておりますので、その辺は適宜内閣府のP F I推進室の仕事の一環として考えております。海外のところはどこまでできるかはともかくといたしまして、国内の事例も含めまして、調査をやらなければいけないなと思っておりますので、その辺はまたご報告の機会を考えたいと思っております。

山内部会長 よろしゅうございますでしょうか。そのほかいかがでございますか。

G専門委員。

G専門委員 今のご説明も大体理解した上でですが、やはりここに上がってきている項目の中で(1)と(2)に入っているもの、要はワーキングであり、あるいは研究というところに落ち込んでいるものについては、あまり配分について問題はないのではないかと思います。というのは、仮にオーバーラップしたり、両方でというものがあればWGの中で調整をしていけばいいわけです。

ですから逆に、例えば契約であれば契約に当たっての留意事項のガイドラインを取りまとめるというワーキングの中で、資料1で上がってきたものを念頭に置きながら検討するのだということではないかと私は理解しています。これがあるからこれをやるというのではなくて、ワーキングということで何かやってみようという方が先だろうと理解しています。

ただ、その中で今申し上げましたように、(1)と(2)についてはそういうことで考えると、大体みんなおさまってしまうのですが、先ほど来、D専門委員なりF専門委員からのご指摘があるような問題、私も例えばこの事業がP F Iとして本当に適切なのかどうかという問題はいっぱい出てくると思いますし、あるいは、今のV F Mの問題もあると思います。要は(1)(2)以外でいろいろ書かれているものがあるのですね。これの扱いについては事例研究もいいのですが、事例をまとめたものをどうするかという検討も必要となってくるのではと考えております。今決めるのはなかなか難しいと思います。あるいは各管理者に任せるといった部分などについても一つ大きなくくりで、別の扱いとしてフォローしていくことも考えられましょう。もちろん具体的には資料1に書いてあるようなことが中心になっていくのかもしれませんが、何かそういった仕切りの方がもう少し大事な部分が忘れられないで済むような気もしておりますし、あるべきP F I論というのは非常に大事なところですし、委員会として常に忘れていけない部分ではないかと思

ます。

山内部会長 全ての課題についてアクションをとるんですけれども、アクションの濃淡といいですか、軽重というものが確かにあると思います。ご指摘の点は非常に重要であると考えておまして、その意味では資料1の取り扱いの表現について必要があれば検討してみますけれども、とるべきアクションの濃淡の問題ということで扱われるのではないかと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

非常に建設的なご意見も多々ありまして、ありがとうございます。その意味でこの案を一応ご了承いただいて、またご意見を取り入れながら進めさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

(了承)

どうもありがとうございます。

それでは、どういう体制で進めるかということについては私の方からご説明させていただこうかと思います。資料2の2ページ目をごらんいただきたいと思います。実務上の指針を取りまとめる契約というものと、モニタリングの検討とに分けて、契約のワーキンググループとモニタリングのワーキンググループを設置するというところでございます。

それぞれ前回から議論しましたのですが、この推進委員会には事業推進部会と、それから評価基準部会というのが設けられておまして、資料にございますように、契約ワーキンググループにつきましては事業推進部会に設置をするという形に整理いたしました。それから、モニタリングワーキンググループにつきましては評価基準部会に設置をするという形にしたいというふうに思っております。

それで、各ワーキンググループの座長でございますけれども、もし皆さんご異存がなければ、まずは契約ワーキンググループにつきましてはE委員をお願いしたいと思います。それから、モニタリングの方は私が務めさせていただこうかと思います。まずはこの点についてよろしゅうございますでしょうか。

(了承)

どうもありがとうございます。

それから、ワーキンググループへの委員の参加の件ですけれども、その資料が一部空欄になってございますが、これはこの場で委員の皆様に参加のご希望を伺いまして、ご発言いただきまして、入っていただくか、あるいはもしくは後ほど事務局の方にご希望を連絡していただいても結構ですが、委員についてはそういう形をとらせていただこうかと思っております。

まず、この点はいかがでございましょうか。もちろん、これは重複の参加ということでもかまいません。

今、どちらかに入るといふふうにご表明いただいてもよろしいですし、また後ほどご表明いただいても結構なんです。

A委員 平成10年度からの事業推進委員会において、事業推進部会と評価基準部会、これを設置をするというのが議決といたしますが、同意を得られたわけでございますが、そのときに1、2、3、4という項目がございまして、各部会には当該部会に属さない委員または専門委員も随時出席することができるものとするということが明記してあるわけでございます。その意味では、委員にしろ、推進委員にしろ、両方とも出られるようにすべきかなと思いますが、先ほど来議論がありますように、一つの事項をとりましても、どこどこにしか属さないというのはあまりなくて、何らかの格好で係わってくるわけです。いろいろなプロセスの各段階で。

そうすると、そこで仕切ってA or Bというような切り方というのは難しいだろうと思います。この10月8日の決定の趣旨に則って、極力皆さんが出られる場合には出るようにしておくということにしていきたいなと思います。

山内部会長 私もそのように考えております。ただ、どちらに所属するというのを決めないということもなかなか難しいのかなと思ひまして、ワーキングそれぞれに一応ご所属いただくということと、あるいは、重複して両方お出いただくことも可能だという意味では、今、A委員がおっしゃった趣旨に則っているのではないかと思っています。

いかがでしょうか。後ほどということにいたしますか。

事務局 後ほど、事務局の方で所属の希望につきまして各委員へお聞きします。

山内部会長 それでは後ほど事務局の方でまとめていただくということにさせていただきます。

次に専門委員のワーキンググループの参加についてですが、各専門の見地からご意見を賜りたいと考えておひまして、西野部会長と私、相談いたしまして、先ほど言いましたように契約の方は事業推進部会で、モニタリングについては評価基準部会に置くわけですが、各専門委員のご研究、学識のお立場から若干専門委員間での追加等を行ひまして、ここにありますように資料2の専門委員の名簿という形にさせていただこうと思ひております。このとおりに指名させていただこうと思ひております。

今、A委員のご指摘もございましたけれども、この専門委員の方々、指名以外のワーキングにも積極的にご参加を希望される方もいらっしゃると思ひますので、それについては後ほど事務局までご希望をご連絡いただひて、西野部会長と相談して決めたいと思ひております。

これについていかがでございましょうか。

(了承)

よろしゅうございますですか。ありがとうございます。

引き続きまして、事務局が中心になって行う2つの研究についてであります。前回ご説明がありましたように、入札プロセスに関する研究のアドバイザーを西野部会長にお願いする。それから、公の施設・公物管理に関する研究のアドバイザーにつきましては小幡委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

どうもありがとうございます。

以上のように体制が決まりましたので、委員の方々にはご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、検討スケジュールですけれども、ワーキングにつきましてはこの秋から基本的には年度末を目途に概ね月に1回ぐらいの頻度で開催したいと考えております。その報告につきましても合同部会で報告していただきたいと考えております。

それから、各研究につきましては、その成果を適切な段階で合同部会に報告していただくということを考えております。

スケジュールにつきましては、以上が私と西野部会長がまとめさせていただいたものでございますが、最後にこの進め方等につきましてご質問等がございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

A委員 進め方でございますが、かなり具体的なテーマに、議論した上でございましょうが、作業に入るのだらうと思いますが、以前のガイドラインの作業のところの一部取り入れられたと思いますが、インターネットで各事項についての意見なりを皆さんに配るとというのが手間もかかりませんし、漏れないようにするにはよろしいのかなと。

そこで提案でございまして、各人がバラバラに皆さんに、メーリングリストを1回つくれば済む話ではあるんですが、送るというよりも、これは技術的な問題なんでございますが、インターネットもある一定の場所、ここで言えば事務局でございまして、事務局にディストリビューションリストを一つ設定しますと、そこに我々が一度発信すれば自動的にメンバーに配られる。こういうシステムがインターネットでは簡単に設定できますので、そういうやり方で特に議論を進める途中で、いきなり部会なり、ワーキングに来て、初めて資料を見るというよりは先に、事前に意見がある場合にそういう配り方ができるような体制を築いていただきたい。これはお願いでございます。

山内部会長 わかりました。確認ですけれど、今インターネットとおっしゃったのは、ネットのページに載せるとかそういうことではなくて、メールでやり取りする、そういう意味ですね。

A委員 メールを送るんですが、ディストリビューション……。

山内部会長 わかります。そのようなグループ管理があります。それをつくっていただきたいと、こういうことですか。いかがでございますか。

事務局 その点、無論ご要望でございますので検討させていただきますが、このところハッカー的なものが非常に入っていて、転送が本当にうまくいかないのです。内閣府にも情報管理の専門の部署がありますので、そちらと相談させていただきたいと思えます。セキュリティの関係からも検討させていただきたいと思えます。

山内部会長 もう一つ、ワーキングの中の議論や資料については、例えば契約のケースはかなり守秘義務的なものが出てくる可能性があることから、取り扱いについて、少し若干慎重にせざるを得ないと思っております。

例えば、そういうケースを想定しますと非公開ということを基本的に考えるべきだと考えております。ただ、基本的にはワーキングにおいて最初に議論していただいて決めるべきことだと思っておりますが、今のところの方針としてはこのようなことを考えております。

今のA委員のご意見は意見等、そういったもののメールでのやり取りは可能かと思えますけれども、その場合、今のハッカー問題とかその辺を確認してからということになるかと思えます。

進め方についていかがでございますでしょうか、そのほかに。

特段のご質問がないようでしたら、このように進めさせていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

A委員 全部このテーマをどういうふうに進めるべきなのか。どちらのワーキングでやるか。こういうことが議論されるということだと思えますが、そうしますと、先ほど来、出ている契約とか、あるいはモニタリングということでは必ずしもないテーマが出てきた場合に、それはどういうふうな扱いになるか。別途、そういう議論をする機会ができるのかどうか。これはいかがですか。

山内部会長 事務局、どうですか。

事務局 先ほどからのご議論もありましたので、一度、それぞれワーキングを立ち上げていただいて、全体の検討項目をご議論していただく。それを一度、両座長に集まっていたきまして、先ほどからご議論のように、モニタリングの問題は契約時の仕様の決定のところ結びつき、そして、それは入札公告のところの性能発注に、あるいはそのもっと前の段階という話もございます。

そういう意味からそれぞれのワーキングでの検討の項目について、あるいは検討課題について重複関係も含めまして、一度まずは座長に集まっていたきまして、事務局を交えて調整をさせていただいて、それでどうしてもその他の分類ということが出てくれば、その扱いをどうするかということ再度部会長とご相談しながら決めさせていただくことにさせていただきたいと思えます。

山内部会長 今ここでこれからの我々推進委員会としての検討の体制と進め方についてご意見をいただいて、一応の結論をいただきましたので、このあたりで一度委員会を開催して、部会でのこれまでの活動を報告して、ご議論いただくという機会をつくってはどうかと考えております。

この件につきまして、委員長と西野部会長と相談して、開催することが決まりましたら、また皆様にご報告をしたいと思えます。

そういう形でもよろしゅうございますでしょうか。

そのほか、何かご発言。

H委員 制度上の課題のところ、私はアドバイザーということになっておりますが、実際の運用のところ、C委員から先ほど行政財産の改正後の混乱の状況というご指摘もございましたので、事務局がとりあえずまとめられるのだと思えますが、各委員の方々から事務局の方に問題となる現場の題材等はお寄せいただいた方が、より作業が進むのではないかと思えますので、その点は随時各委員からお寄せいただいた方がよろしいのではないかと思えます。以上です。

山内部会長 その辺のご協力をお願いしたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本日の議事は終了ということになります。本日提出の資料につきましては、今いただいた意見を反映させるような形で公表をしたいというふうに思っております。

公表資料の内容につきましては私どもにご一任いただければというふうに思えますので、よろしく願いいたします。皆様には公表と同時に事務局から送付をしていただくということになるかと思えます。

それで、今後の開催日程等につきましてはいかがでございましょうか。

事務局 ワーキングにつきましては両座長とご相談の上、事務局の方から後日、ご連絡させていただきたいと思えます。

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の合同部会はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)